

杉並区立杉並和泉学園の新たな通学区域の指定に関する懇談会運営要綱

令和元年 7 月 1 8 日

杉教第 4 1 9 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、杉並区立杉並和泉学園の新たな通学区域の指定に関する懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 懇談会は、杉並和泉学園の新たな通学区域の指定にあたり、次の各号に掲げる事項について、広く意見を聴くことを目的とする。

- (1) 新たな通学区域の指定における基本的な方針に関すること。
- (2) その他、新たな通学区域の指定に必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 懇談会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(運営)

第 4 条 懇談会は、教育委員会事務局次長（以下「次長」という。）が開催する。

- 2 懇談会の司会、進行については、懇談内容ごとに適した者を選出する。
- 3 次長は、必要があると認めるときは、第 3 条で掲げる者以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 4 懇談会は、令和 2 年 3 月 31 日までの期間において、必要に応じて開催する。

(会議の公開)

第 5 条 懇談会は、公開とする。ただし、次長は、必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第 6 条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局学務課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか懇談会の運営に関し必要な事項は、次長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 7 月 1 8 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 2 年 3 月 3 1 日をもってその効力を失う。

別表（第3条関係）

杉並和泉学園学園長	1名
杉並和泉学園統括副学園長	1名
大宮小学校校長	1名
方南小学校校長	1名
永福小学校校長	1名
向陽中学校校長	1名
大宮中学校校長	1名
泉南中学校校長	1名
和泉中学校保護者	2名
新泉和泉小学校保護者	2名
杉並和泉学園学校支援本部	2名
和泉第二町会長	1名
和泉第三町会長	1名
方南西町会長	1名
和泉西町会長	1名
永福自治協力会長	1名
地域教育推進協議会	1名